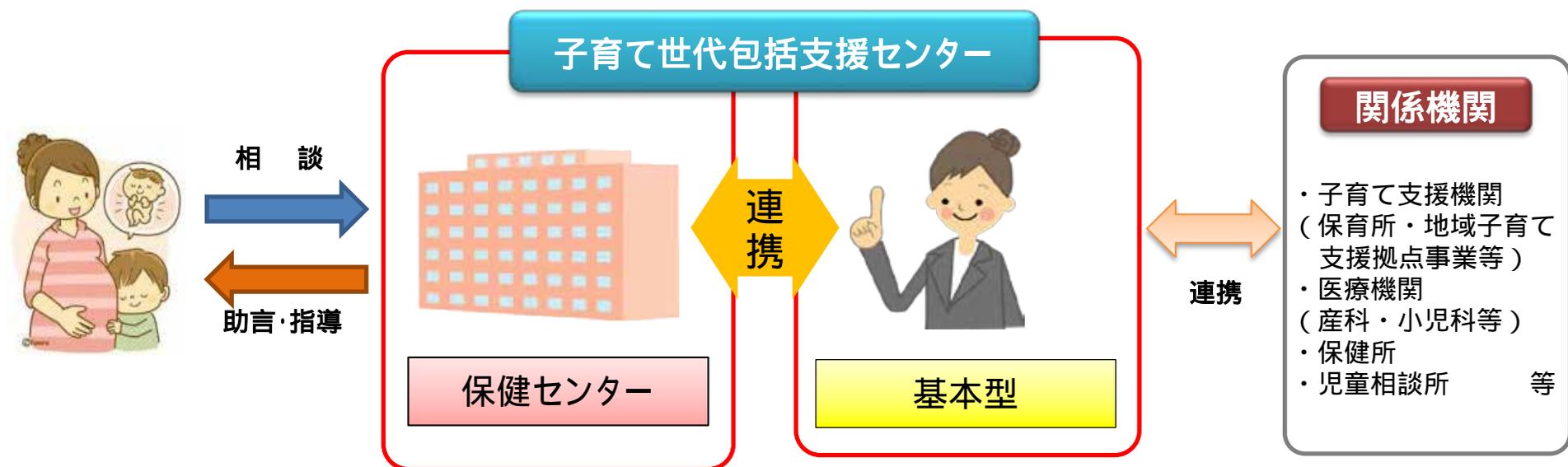


# 4 - 3 . 市町村保健センターと利用者支援事業(基本型)の連携により実施

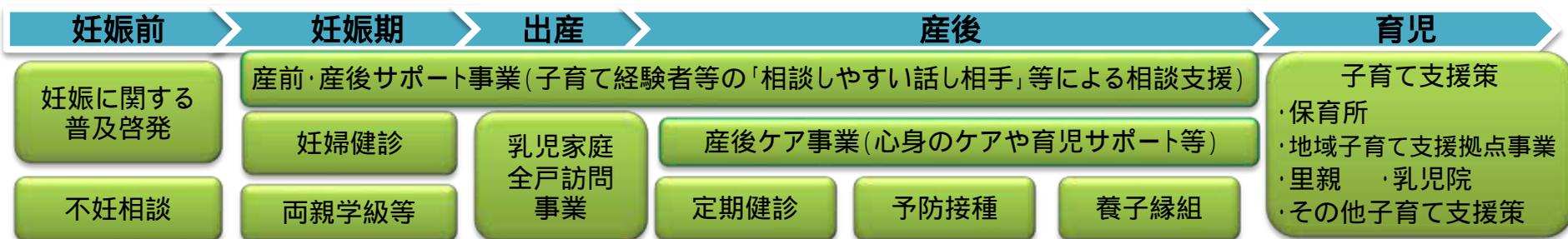
(事業イメージ) 市町村が設置した保健センターの保健師と利用者支援事業(基本型)のコーディネーターが、緊密に連携して実施する方法

コーディネーターの研修、スーパーバイズ、システム改修など従来の市町村保健センターの取組みに付加する機能について、利用者支援事業(母子保健型)を活用し、充実・強化することも想定

(実施例) 堺市、浦安市(利用者支援事業(特定型)との連携)など



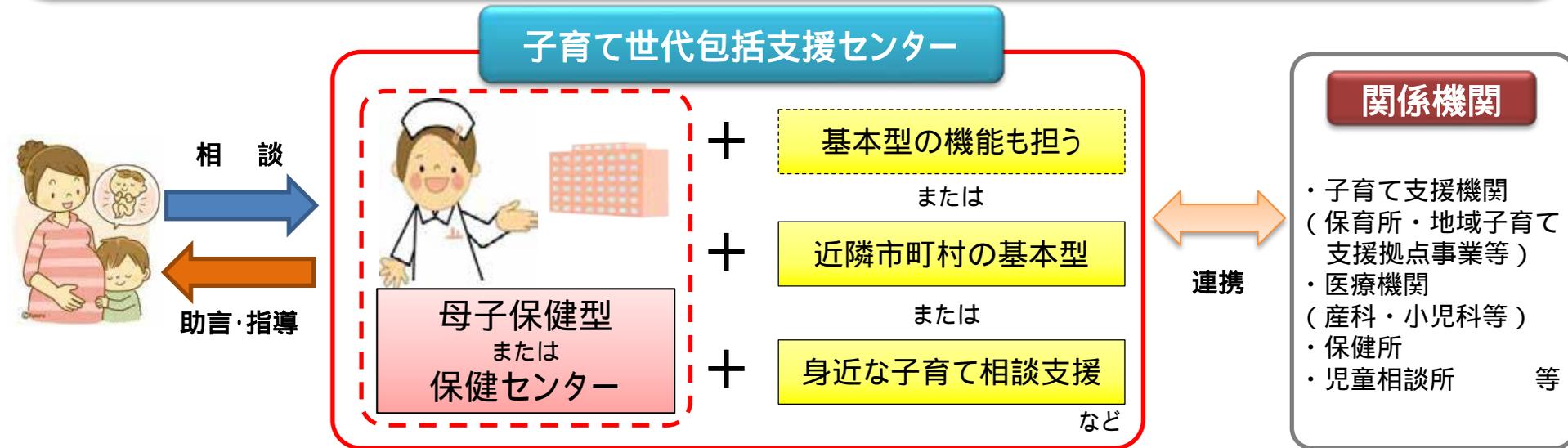
**【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】**



# 4 - 4 . 利用者支援事業(母子保健型)又は市町村保健センターを中心に実施

(事業イメージ) 同一市町村において、利用者支援事業(母子保健型)のみ実施。利用者支援事業(基本型)の機能は、「母子保健コーディネーター自体が担う」「隣接市町村の利用者支援事業(基本型)のコーディネーターと緊密に連携して実施する」「その他の敷居の低い相談支援で対応する」などにより対応する方法。\*利用者支援事業(母子保健型)の実施の代わりに、市町村が設置した保健センターの保健師がコーディネーターとなることも考えられる。

(実施例) 名張市(利用者支援事業(母子保健型)を中心に、サテライトや住民組織の担う子育て支援と連携し実施)など



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】

